

平成 30 年度第 5 回  
岡崎市都市計画審議会  
議 事 録

# 平成 30 年度第 5 回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 平成 31 年 2 月 19 日（火）午後 3 時

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室

## 3 会議の議題

- (1) 第 9 号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」
- (2) 第 10 号議案「岡崎市立地適正化計画の改定について」
- (3) 第 11 号議案「岡崎市都市計画マスタープランの部分改定について」
- (4) 報告第 10 号「岡崎市防災都市づくり計画について」

## 4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者	松本 幸正
学識経験者	宇野 勇治
学識経験者	宮崎 幸恵
学識経験者	鶴田 佳子
学識経験者	小久井 正秋
岡崎市議会議員	鈴木 雅子
岡崎市議会議員	荻野 秀範
岡崎市議会議員	杉山 智騎
岡崎市議会議員	畑尻 宣長
岡崎市議会議員	加藤 嘉哉
愛知県岡崎警察署長（代理）交通課	中井 崇之
市の住民	石井 美紀
市の住民	片桐 政勝

## 5 説明者

都市整備部都市計画課長 新井 正徳

## 6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（松本会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第 9 条第 1 項の規定により、宇野委員及び加藤委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（鈴木都市計画課総務係係長）から、岡崎市都市計画審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

## 8 第 9 号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」（説明）

議長が第9号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（新井都市計画課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 変更の概要
- (3) 変更の理由
- (4) 変更箇所の説明
- (5) 縦覧結果報告

## 9 第9号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」（質疑）

事務局の説明後、各委員からの質疑等は特になかったため、議長が第9号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

## 10 第10号議案「岡崎市立地適正化計画の改定について」（説明）

議長が第9号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（新井都市計画課長）から説明した。

- (1) パブリックコメント結果報告
- (2) 計画改定案の説明
- (3) 今後の手続きについて

## 11 第10号議案「岡崎市立地適正化計画の改定について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

鈴木委員：

誘導施策の変更した箇所についてももう一度説明していただきたい。また、コンパクトプラスネットワークの理念を反映した施策を展開していく、という非常に抽象的な考え方についてももう少し具体的に書いた方が良いのではないかと。

事務局（都市計画課長）：

修正した箇所について、効果指標について素案の段階では市民意識調査の中にある安全社会の構築の満足度を用いていた。懇談会での議論を経て、市民意識調査の中で居住の継続意向という項目があり、こちらを立地適正化計画に対する効果指標の目標値として2040年に85%のかたが岡崎市に居住の継続意向をもっていただけるように設定した。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

コンパクトプラスネットワークの理念の具体的な政策について、本編に公共交通機関の使いやすい暮らしという項目を記載している。施策を6つほど並べており、このあたりのキーワードを1つ2つ並べて対応している。

松本会長：

1つ2つ並べて市の考え方は揃うということか。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

このパブリックコメントへの回答としては、このキーワードを少し付け加えさせていただいて公表したいと思う。

鈴木委員：

結局市民に見える形で公共交通政策がない。例えば指標にあるように重点区域に最終的に 100 人誘導するとあっても、では残された地域の方はどうなるのかというのが見えてこない。ここがネットワークであるとして、残された地域のネットワークがどうなるのかという具体例が見えてこないのだからこういう意見になるのだと思う。きちんとマスタープラン等にもう少し具体的に載せいただきたい。また、施策を進めていただきたい。

松本会長：

具体的な施策を各部署で連携して進めてください。

議長が第 10 号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案への同意の意見について採決し、全会一致で可決された。

## 12 第 11 号議案「岡崎市都市計画マスタープランの部分改定について」（説明）

議長が第 11 号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（新井都市計画課長）から説明した。

- (1) パブリックコメント結果報告
- (2) 計画部分改定案の説明
- (3) 今後の手続きについて

## 13 第 11 号議案「岡崎市都市計画マスタープランの部分改定について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

石井委員：

パブリックコメントに対する意見は本宿についての意見が多く、注目されていると思う。パブリックコメントに対する市の考え方はこのまま返すのか。回答が具体的ではないと感じる。例えば、治安対策に対して市の考え方が交番の新設については愛知県警察が所管で、とだけあり突き放された印象を受ける。開発をしていくと治安に対しての不安というのが地元の住民の中にあるのだなと感じた。市として安全安心ということをするのなら、もう少し言葉を添えても良いのではないか。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

これに関しては地元住民の方の中で岡崎警察署に対して直接要望を提出していて、市に届いた意見については確認としてのコメントという意味合いが強かったのでこのように返した。

松本会長：

実際に地元から要望があった場合、行政としては何か一緒にやることはあるのか。

事務局（都市計画課副課長）：

地元の要望は市役所でも受け付けている。その場合は市の方からも要望している。今回の事案は地元の方から警察の方へ直接要望があったため、このような回答とした。

鈴木委員：

意見をいただいた中で都心ゾーンと称する点はどうなのか。都心ゾーンと位置付ける考え方を削除してはどうだろうか、という意見に対して何も回答を書いてないというのは意見した人はどう思うのだろうか。マスタープランを作るにあたっていろいろな段階を踏んで意見を聞き、審議会を経て作るので行政が簡単に検討します等と言えないのはわかるし、論点が違うのも理解する。実際にホームページ等に載せる部分は変更があるとしても、本人にはもう少し丁寧な回答をした方がよいのではないか。

もうひとつは、立地適正化計画において、医療施設が誘導対象となっていない。同じように誘導施設ではない事業がたくさんある。市・行政として積極的に誘導するものではないが入ってくるものは拒まないということだと思うが、誘導対象になるもの、そうでないものの基準がどこにあるのか聞きたい。

最後にマスタープランの改定にあたっては東部地域というのは農業の振興、環境保全という形でマスタープランは当初できていたが、アウトレットという事業がきて、そこからまた都市計画を見直している点が本末転倒だと感じる。住民のみなさんも農地を持っていても農業だけでは食べていけないということで土地を有効利用できたらと考え、まちづくりに期待しているのだと思う。ただ交通問題、渋滞問題が圧倒的に多い。元々道路の計画がある場合や、ここにまちを作るという計画がある場合と逆転しているので交通問題、渋滞問題がでてくるのだと思う。回答をひとまとめにして関係機関や事業者と十分に協議を行い必要な整備対策を講じる、という全く具体的ではない回答をしている。また期限についても言及がない。渋滞に関して何度も聞いてきたがもういちどこの回答でいいのか確認したい。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

都心ゾーンについてであるが、立地適正化計画の中で都市拠点というものを東岡崎駅とJR岡崎駅に位置付けている。またこれらを結ぶ居住誘導重点区域というものを定めて土地の高度利用化を図る。都市計画マスタープランの都心ゾーンという位置づけの中でこういった施策、計画を組み立てている。岡崎市の規模からすると都心ゾーンという言葉が適しているのかという意見に対しては、こうした位置付けを基にまちづくりを行っていることをご理解いただきたい。

誘導施設についてであるが、医療施設は、懇談会の中で議論をいただいた。途中で医療施設も誘導施設として提案していたが、こういった施設については都市拠点以外の地域にも密着したクリニックが必要であろうということで、あえて誘導施設の対象とするのではなく、法定の誘導施設対象とはしないができれば拠点への立地を促したいという位置づけに変更をしたという経緯がある。

渋滞問題に関しては、都市計画マスタープランに具体的書くのではなく、国道や各県道、

市道等の整備は市街地整備の中や、事業者への指導によって行われている。各協議の中で、都市計画道路や地区計画等に落ち着く可能性はあるが、まずは具体的な整備によって対応すべきものと考えておりこのような回答とした。

鈴木委員：

納得はできないが理解はした。

松本会長：

本来住民参加型のプロセスの中では、もらった意見に対しては具体的に回答できると良い。ただ全てを具体的にすることはできない側面もあるということを理解していただくしかない。医療施設に関しては法的に誘導するものではないができるだけ誘導区域内へ促したい施設という位置付け。都市計画が本末転倒になっている点について、都市計画という意味ではそのとおりではあるが、現実的には商業系施設は計画通りに進めていくことは難しい。しかし、それを踏まえて交通・インフラ問題、生活環境の保全のため計画に位置付けて整備を進めていくしかないものと思う。

小久井委員：

解決策が具体的にでていない。もっと考えるべきではないか。交通問題解消、住みよい街になるにはどうしたらいいか真剣に考えないと進んでいかない。岡崎市としてどうしていくべきか考えないと良い結果はでてこない。交通問題、交通事故、渋滞、様々な問題を解決するためにも、しっかりと計画を立ててもらいたい。この場には議員の方もいるのだからもっと今のうちに話をだして審議をしてもらおうべき。

松本会長：

交通問題に関してたくさん課題がある。今度新たにできるアウトレット施設による交通問題も心配される。それに対しての対応を真剣に取り組んでいただきたい。

事務局（新井都市計画課長）：

都市計画マスタープランだけでは表現し辛い部分がある。今回は部分改定ということで本宿についての変更が主だったものである。都市計画マスタープランは2年後に全面改定を予定している。その際は本審議会でも意見をいただき、一緒に考えていきたい。都市計画審議会に提案する前には有識者を含めた会議を開き、多くの貴重な意見をいただきながら案をまとめていきたい。

鶴田委員：

市の考え方について、意見してくださった方の気持ちに寄り添うような回答をすべき。マスタープランには書き込めなくとも、市の考えを示すチャンスでもある。例えば交通問題に関して、市は重々承知している、今後関係部署と連携し対応していく気持ちがある、ということをお返りとして載せることはできるのではないかと。また都心ゾーンという言葉を使用するにあたっていただいた意見を否定するのではなく、言葉を加えることはできるのではないかと。言葉を少し変えるだけでも受け手の印象は良くなる。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

今回の審議会でもいただいたご意見をもとに、回答にもう少し言葉を付け加えたいと思う。

議長が第 11 号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案への同意の意見について採決し、全会一致で可決された。

#### 14 報告第 10 号「岡崎市防災都市づくり計画について」（説明）

議長が報告第 10 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（新井都市計画課長）から説明した。

##### (1) 計画最終案の説明

#### 15 報告第 10 号「岡崎市防災都市づくり計画について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

宇野委員：

歴史的な、伝統的な建物を守っていくという視点も大事なのではないか。単純に防火ありきの視点を掲げればよいというものでもない。防火体制についてこれら歴史的、伝統的な建築物との整合がどうなっているのか知りたい。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

例えば元能見町のような風情ある建物がある地域においてもこういった防災都市づくりについて地元と共に取り組みをしてきたところである。そういった地域においてはハードな対策よりソフトな対策による災害対策が必要ではないかという議論が高まっているところである。本計画でも自助・共助により地域の防災力を高めるという方針を掲げており、地域への支援をできるのではないかと考えている。

鶴田委員：

郡上市では木造の歴史的な建物への対応として貯水用のタンクを設置し防火対策を行ったり、燃えてしまった時すぐ消せるよう消防のための対策を意識していた。

宇野委員：

守っていこうと思うとある程度のハード的な支援がないと乗り切れないのではないか。歴史まちづくりも強化していると思うのでそのあたりとの兼ね合いを、自助・共助と書いてあるからいいじゃないか、ということではなく、もう少し方向性等情報を加えてもよいのではないか。

宮崎委員：

震災があると電源はどうするのかという問題が起きる。自治体によっては公園に蓄電器のようなものを用意している。岡崎市もそういったものがあってもよいのではないか。

事務局（都市計画課企画調査係主任主査）：

公園内の蓄電器設置の件について、今後、今回いただいた意見を参考にさせていただき個別の施策を考えていけたらと考えている。

鶴田委員：

平時の時にも利用しつつ災害時にも使えるという対策を備えておくとうい。

片桐委員：

先日、国道1号線で起きた事故により通行止めが起き、交通量の多い時間帯だったのもあり渋滞が起きた。自分もその時1号線を利用して。その際迂回する経路がなかったこと、どこでどんな事故が起き、どう迂回したらよいか情報が全くないことが困った。スマートフォン等で情報を発信するサービスを用意していただきたい。最終的に情報をいかに入手するかということが大事。現在は口コミから知るしかない状態。行政が主として発信する場があっても良いのではないか。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

本市では、防災に関する周知として、地震時においては震度等、水害の時も水位の情報や避難所についての情報を防災メールとして発信している。これらに関して利用の促進、情報伝達の強化に努めたいと思う。

片桐委員：

防災メールについてはそもそも、その情報を発信しているということを知っていなければ受け取れないので、もっと広く知ってもらえるようにするべき。

石井委員：

「取組みを実施する体制の整った地区の考え方」の表記について、「多様な方（世代、女性等）」とあるが、なぜ突然「女性等」と表現したのか。性別問わずと言いたいのだろうがなぜそこで「女性」を持ち出したのか。主旨を教えてください。

事務局（都市計画課企画調査係係長）：

世代、性別問わず防災の取組みを地域全体で推進できるような体制を作ること、継続的に取り組むことが重要であるのでこのように記載した。

議長が報告第10号に関する質疑の終結を宣言し、議事を終了した。

## 16 その他

事務局から次回の都市計画審議会の開催日程は後日あらためて通知することを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第5回都市計画審議会を閉会した。